

別表（介護保険給付対象サービス利用料金表）

（１）１日あたりの基本料金（併設型ユニット型短期入所生活介護）

介護保険対象サービス（単位＝円）		姫路市の地域単価は 1 単位＝10.17 円					
利用者の介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期入所生活介護（併設型ユニット型）	5,166 円	6,417 円	6,885 円	7,556 円	8,278 円	8,949 円	9,620 円
介護保険から給付される金額	4,649 円	5,775 円	6,196 円	6,800 円	7,450 円	8,054 円	8,658 円
利用者負担額	517 円	642 円	689 円	756 円	828 円	895 円	962 円

※この金額は、自己負担 1 割の場合のものであり、一定以上の所得のある方は、自己負担 2 割となります。

（２）負担限度額

所得の低い方の利用が困難にならないよう、所得の段階（利用者負担段階）に応じた自己負担限度額が決められており、限度額までのお支払いとなります。限度額を超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

特定入所者介護サービス費を利用するためには、市町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けることが必要です。

利用者負担段階		滞在費（個室料）／日	食費／日
第 1 段階	市町村民税非課税世帯であって高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	820 円	300 円
第 2 段階	市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	820 円	390 円
第 3 段階	市町村民税非課税であって、利用者負担第 2 段階以外の方	1,310 円	650 円
第 4 段階	上記以外の方	1,970 円	1,380 円

(3) 加算項目とご利用者負担額

加算項目	日額	加算料金	介護保険給付額 (9割)	ご利用者負担額 (1割)
短期生活サービス提供強化加算(Ⅰ)イ	日額	183 円	164 円	19 円
短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	日額	183 円	164 円	19 円
上記2加算項目合計	日額	366 円	328 円	38 円
■療養食加算	日額	233 円	209 円	24 円
■短期入所生活送迎加算	入退所 1回	1,871 円	1,683 円	188 円
処遇改善加算(Ⅰ)	加算率=5.9%			

注) ■は、該当者のみの加算となります。